

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月19日作成)

法令名	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
根拠条項	第10条第2項
処分の概要	認定処理高度化施設整備計画の取消
法令の定め	都道府県知事は、前条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。）に従って処理高度化施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5440)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月19日作成)

法令名	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
根拠条項	第5条第2項
処分の概要	管理基準の遵守命令（勧告に係る措置命令）
法令の定め	都道府県知事は、法第5条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)